



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ

マイナ保険証関連の主な事項

1. マイナ保険証を保有しない方への対応等	2. 登録データの正確性の確保	3. その他
<ul style="list-style-type: none"> ○資格確認書の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・当分の間、マイナ保険証を保有しない全ての方へ申請によらず交付 ・マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者等について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付 ・有効期間は、5年以内で保険者が設定。 ・様式も、サイズや材質など、現行の実務・システムを活用 ○発行済みの保険証の経過措置 <ul style="list-style-type: none"> ・最大1年間有効であり、国保等の保険者で、今後発行する保険証の有効期間の設定等において適切に対応 ○ご自身で選べる仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証の利用登録解除を任意でできるよう、システム改修 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規データ取得時 <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得届へのマイナンバーの記載義務を明確化（6/1より） ・やむをえずJ-LIS照会でマイナンバーを取得する際には、漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所により照会（6/1より） ○登録済みデータの総点検 <ul style="list-style-type: none"> ・全保険者で、事務処理方法を点検し、本来とは異なる方法で取得したデータが誤っていないか点検（8/8公表） ・登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、誤登録の疑いがあるものは本人に送付する等により確認 ○タイムラグ対策 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者は、事業主による届出から5日以内にデータを登録（6/1より） 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関のトラブルへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な自己負担割合で受診できるよう取扱いを明確化（8/1より） ・データ登録状況を通知する仕組みの構築 ・カードリーダーの読み取り時のトラブルなどの改善 ○被保険者番号等のお知らせ <ul style="list-style-type: none"> ・保険証の廃止に伴い、氏名、被保険者番号等を記載した資格通知を送付 ○高齢者施設等での取扱の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・施設等でのカードの管理についてマニュアルを作成 ○修学旅行時の資格確認 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーのプリントアウトや資格通知のコピーの提示が考えられることを周知 ○訪問診療・訪問看護・訪問服薬指導をはじめ、柔道整復、あん摩はりきゅうの施術所、特定健診実施機関等でのオンライン資格確認の実施

令和6年秋の健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱い

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- 資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定（更新あり）

＜従前の方針案と課題＞

- 原則、本人の申請に基づき交付
※現在は、加入者全員に保険証を交付
- 要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合がある



＜対応案＞

- 当分の間、**マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付**
⇒ **加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付**
- マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付
- 一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の**解除を可能**とし、資格確認書を交付

対象者・交付方法

- 1年間を上限
 - ・保険者の実務への影響大（現行の保険証）
被用者保険：原則有効期間なし
地域保険：2年の保険者もあり
 - ・被保険者の更新手続き負担大
（要介護高齢者、障害者含め毎年手続発生）

- 現行の保険証の発行実務等（被用者保険の平均加入期間等）を踏まえつつ、不正使用等を防止
⇒ **5年以内**で保険者が設定（更新あり）
- 様式も、現行の実務・システムを活用
⇒ サイズ：カード型（はがき型を含む）
材質：紙、プラスチック

有効期間等

マイナ保険証の利用シーンの拡大について

- オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等（※）については、今後、資格情報のみを確認できる汎用型カードリーダーの普及を進めることを想定しているが、当面、マイナ保険証の受入れが困難な場合には、資格確認書での受診のほか、マイナポータルでの被保険者資格の提示や保険者から提案のあった「資格情報のお知らせ」を活用した受診を可能とするといった、マイナ保険証の利用シーンの拡大を図っていく。

※約8,300施設（3.7%/レセプトベースで0.8%）【令和5年6月30日時点】



取組案

- オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等を受診する際などに、
 - ・ マイナ保険証と合わせてスマートフォンを携行し、受診時に、マイナポータルの被保険者資格情報を提示することで、受診可能とする。
 - ・ マイナ保険証と、「資格情報のお知らせ」やこのお知らせを容易に携帯して利用しやすくする工夫をしたものを一緒に提示することで、受診可能とする。

【マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ（抜粋）】（令和5年8月8日）

- ・ 健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者がご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時（70歳以上（後期高齢者医療制度は障害を有する65歳以上の被保険者を含む。）のみ）等に、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載した資格情報のお知らせ（別添参照）を交付する。なお、当該お知らせについては、容易に携帯して利用ができるような工夫をし、マイナ保険証と一体で携帯することで、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等も受診しやすくなると考えられる。

【参考】資格情報のお知らせ（イメージ）について

【マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ（別添）】（令和5年8月8日）

資格情報のお知らせ

(保険者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。

記号	000	番号	00000000(枝番)00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
生年月日	平成〇年〇月〇日		
性別	男		
負担割合(※)	3割		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

注) この文書でのみ医療機関を受診することはできませんが、マイナ保険証と一体で携帯することにより、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等の受診が可能です。

※負担割合は、被用者保険において別途、高齢受給者証で示す場合は省略可能。
※オンライン資格確認等システムへのデータ登録状況を記載することも検討。

1. 点検概要

(対象) 全保険者
(点検事項) ・ J-IIS照会により個人番号を取得する際、厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で事務処理をしていなかったか
・ 該当データについて正しい個人番号が登録されているか
【令和5年5月23日依頼/報告期限 7月末】

2. 点検結果

○ 全3,411保険者のうち、1,313団体において、総計約1,570万件の登録データを対象に総点検を実施。
約1,515万件の確認作業を完了。【8月1日現在】
※1 残る55万件(すでに転職や転居により被保険者資格を喪失した方に係るデータ等)は、現在ご本人等に確認中。
○ 異なる個人番号が登録された事例：1,069件確認(点検データの約0.007%。すべてオンライン資格確認等システムの閲覧を停止済)のうち、771件について、オンライン資格確認の実施機関(社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会)によるアクセスログの確認を完了し、薬剤情報等が閲覧された事例5件を確認※2。
※2 現在、保険者において事実関係を最終確認中。

(参考) オンライン資格確認の運用開始から令和5年5月22日までに判明した、保険者から異なる個人番号が登録された件数

	保険者から異なる個人番号の登録が判明した事例	うち、薬剤情報等が閲覧された事例
令和3年10月～令和5年5月22日※3	7,372件	10件

※3 令和5年6月13日に、令和4年12月から令和5年5月22日までの間に確認した事例を公表。

※4 オンライン資格確認の利用件数 計約13.2億件(5月末まで)

マイナポータルでの確認

- (1) 住民登録外者など、不安のある国民の皆様には、マイナンバーカードを用いて、御自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認ができることを紹介する。具体的には、スマートフォンなどでマイナポータルにログインし、「わたしの情報」でマイナンバーと紐付けて管理されている情報を確認できる。(確認する方法の詳細についてはP9参照)
※現在、必要な情報へ簡単にとどり着けるようにするため、マイナポータルの段階的な改修に取り組んでいる
- (2) 政府広報を活用するとともに、デジタル庁ホームページにおいても、御自身の情報が正しく登録（紐付け）されているかどうか、分かりやすい動画の作成も行い、個人端末（マイナポータル）上でも確認できることを案内する。
- (3) デジタルに不慣れな方においては、御自身が信頼できる方に手伝ってもらい、マイナポータルを利用してもらおう。
- (4) 確認の結果、誤った情報などがあった場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にまずはお問合せしてもらおう。

マイナンバーカードを用いて、御自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認できる。 ※3ステップの操作で確認可能

自分の情報が正しく登録されているかを確認する方法

公金受取口座

スマートフォンでの公金受取口座の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



1. ログイン

マイナポータルにログインします。



2. 注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「公金受取口座の登録・変更」を押します。



3. 登録状況

公金受取口座の登録状況ページが表示され、登録されている口座情報が確認いただけます。

健康保険証

スマートフォンでの健康保険証の確認方法

※PCも同様です

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください



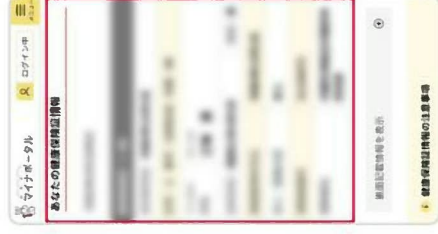
1. ログイン

マイナポータルにログインします。



2. 注目の情報

ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。



3. 健康保険証情報

健康保険証情報のページが表示されます。ページ中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

※マイナポータルの対応端末をお持ちでない場合、ご家族の方等がお持ちのスマートフォン等を利用して、ご自身のマイナンバーカードを使ってご確認いただくことも可能です。

※また、お住まいの市区町村によっては、担当窓口で公金受取口座の登録状況を確認できる支援端末を設置している場合がございます。支援端末の設置の有無については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

3. 国民の信頼回復に向けた対応

令和15年8月8日
第2回マイナンバー情報
総点検本部資料(一部加工)

① 健康保険証との一体化への移行のあり方

- 全ての被保険者が、安心して確実に必要な保険診療を受けられるよう、資格確認書について、当分の間、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方については、本人の申請によらず保険者が交付する運用とする。また、その有効期間は、5年以内で、各保険者が設定。

② マイナンバーカード取得の円滑化

- 新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、申請から1週間以内（最短5日）で交付できる特急発行・交付の仕組みの構築等に取り組む。
- 本年8月に「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を策定。マニュアルに基づいた取組の普及に努め、介護・障害福祉施設等での出張申請受付や希望する者の個人宅等を訪問する形での出張申請受付を推進。
- 認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう、暗証番号の設定が不要なカードの交付を可能とする。関係団体の意見を踏まえつつ、本年11月頃に交付開始することを目指す。
- 住民が最寄りの郵便局でカード申請・交付の手続をできるよう郵便局窓口を活用した申請受付の実施を推進。自治体が早期にサービスを開始できるよう、標準的な業務フローの周知等、引き続き、制度活用に向けたサポート等を実施。

③ マイナ保険証の利用の促進

- 更に多くの国民の方々にマイナンバーカードを健康保険証として実際に使っていただき、そのメリットを実感していただけるよう、マイナンバーカードによるオンライン資格確認のデモ体験や周知動画による広報等をさらに促進。

3. 国民の信頼回復に向けた対応

令和15年8月8日
第2回マイナンバー情報
総点検本部資料

④ マイナ保険証のデジタル環境の整備

- マイナンバーカードの健康保険証としての利用に加えて、生活保護の医療扶助や自治体による子どもの医療費助成制度、診療券としても利用できる取り組みを進め、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。
- 医療費助成制度：2023年度（令和5年度）中に、デジタル庁で自治体と医療機関を連携するプラットフォームを整備し、希望する自治体での実現を目指す。その上で、早期の全国展開を図る。
- 診察券：オンライン資格確認等システムが導入されている医療機関等では、マイナンバーカードを診察券として代用することが仕組みとして可能であり、実際に活用する医療機関も出てきている。
 - ⇒ 好事例を周知し、普及を進める。
- 本年1月に運用を開始した電子処方箋について、オンライン資格確認を導入したおおむね全ての医療機関・薬局に対し、2025年（令和7年）3月までに導入することを目指し、支援を充実する。
- マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォンへの搭載は、まずandroid端末について、本年5月から開始。iOS端末についても、搭載実現に向けた働きかけを進める。
 - ⇒ この仕組みを活用し、スマートフォンでの健康保険証利用の仕組みの導入を進め、スマートフォンで診療を受けられる環境整備を目指す。
- 2026年（令和8年）中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指す。
 - ⇒ 券面記載事項や電子証明書の有効期間の延長等について検討を行い、マイナ保険証としての利便性の向上を図る。
- 病院における顔認証付カードリーダー端末の増設を図ることとし、そのための支援を行う。また、カードリーダーの読み取り精度の向上等、UXの改善を図る。

3. 国民の信頼回復に向けた対応

⑤ マイナ保険証のメリットを実感いただけの実効的な仕組みづくり

・ 患者本人の受診履歴に基づいた質の高い医療の実現の観点

- ・ 患者本人は、自身の薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による電子的かつ確実な本人確認と同意取得により提供される過去の健康・医療データに基づいた、より適切な医療を低い窓口負担で受けることができる。今後、電子処方箋が普及していくことで、複数の医療機関・薬局におけるリアルタイムでの処方・調剤情報の共有が可能となり、多剤重複投薬・併用禁忌の防止など質の高い医療の実現がより実効的に図られる
- ・ 医療機関・薬局は、患者から問診票等で聞き取るよりも正確かつ効果的にデータを確認できるようになり、より正確な情報に基づき適切な医療を効率的に提供することができる

・ 効率的な医療システムの実現の観点

- ・ 医療機関・薬局や保険者は、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による電子的かつ確実な本人確認と資格確認を同時に行うことができ、なりすましによる受診のリスクや手入力による事務負担の軽減、及び資格喪失後の健康保険証の使用等による過誤請求に係る事務処理負担や医療機関・薬局の未収金が減少する
- ・ 患者にとっては、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除されるとともに、転職時・転居時等の保険証の切替えや更新が不要となる

- ・ 政府は、これらのメリットをより丁寧に伝え医療現場及び国民に一層の浸透を図っていくとともに、今後、医療費の増大が見込まれる中では、重複投薬や多剤投与の是正等、医薬品の適正使用を推進することが重要であることも踏まえ、実効的な仕組みづくりを進める。医療現場の声を伺いながら、医療DXの推進により、まずは電子処方箋の普及に努めるとともに、将来的には、検査結果等の電子カルテ情報の共有やPHRとしての保健・医療・介護の情報のマイナポータルを通じた一元的な把握など、医療現場にとっても患者本人にとっても更にメリットを感じられるような、質の高く効率的な医療の実現を目指す。

- ・ オンライン資格確認の運用に係る実務上の課題を積極的に把握し、一つ一つの課題を洗い出し具体的な対応策を着実に実施していく。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化のメリット

① 本人の受診履歴に基づく質の高い医療を実現

- ・ マイナンバーカードによるオンライン資格確認では、患者自身の直近の資格情報を確認することができ、また、本人の同意に基づき、過去の薬剤情報や特定健診情報等とその医療機関・薬局に提供することができる
- ・ 患者にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療を受けることができる（重複投薬・併用禁忌の防止など）
- ・ 医療機関・薬局にとっては、患者から問診票等で聞き取るよりも正確かつ効率的に、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報等を確認できるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を提供することができる

② 医療機関、保険者等における効率的な医療システムの実現

- ・ 従来の保険証では、医療機関・薬局や保険者にとっては、手作業による事務負担や誤記リスク、なりすましによる受診などのリスクが残る。一方、マイナンバーカードの機能により、顔認証等による確実な本人確認と資格確認を同時に行うことができる
- ・ 医療機関等にとっては、レセプトの返戻を回避し、スタッフの確認事務が減少するとともに、未収金の減少にも繋がる
- ・ 保険者にとっては、加入者全員に発行している保険証や申請に基づき発行する高額療養費の限度額認定証の発行事務が減少するほか、資格喪失後の保険証の使用等による過誤請求に係る事務処理負担が減少
- ・ 患者にとっては、限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

(2023/8/13時点)

1. 保険医療機関・薬局全体

準備完了施設数

運用開始施設数

201,104施設(87.7%) , 188,623施設(82.2%)

(参考) 全施設数 229,336施設

(注1) 顔認証付きカードリーダー申込数は210,367施設 (91.7%)

2. 義務化対象施設

(令和4年度末時点施設)

準備完了施設数

運用開始施設数

197,513施設(93.8%) , 185,601施設(88.2%)

(参考) 義務化対象施設数 210,516施設

(注2) 顔認証付きカードリーダー申込数は206,807施設 (98.2%)

(注3) 義務化対象施設に対する割合は、オンライン資格確認が義務化された令和5年4月1日時点までに

導入又は経過措置の届出が求められた医療機関・薬局(支払基金へのレポート請求ベース)を対象として算出。

全施設数に対する割合

	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考) 全施設数
病院	95.8%	91.7%	8,162
医科診療所	85.7%	78.8%	89,601
歯科診療所	82.9%	75.9%	69,971
薬局	94.9%	93.3%	61,602

義務化対象施設数に対する割合

	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考) 全施設数
病院	96.4%	92.3%	8,080
医科診療所	92.1%	84.7%	82,075
歯科診療所	91.7%	84.2%	61,478
薬局	98.2%	96.5%	58,883

【参考：健康保険証の利用の登録】

66,001,090件 カード交付枚数に対する割合 69.9%

【参考：マイナンバーカード申請・交付状況】

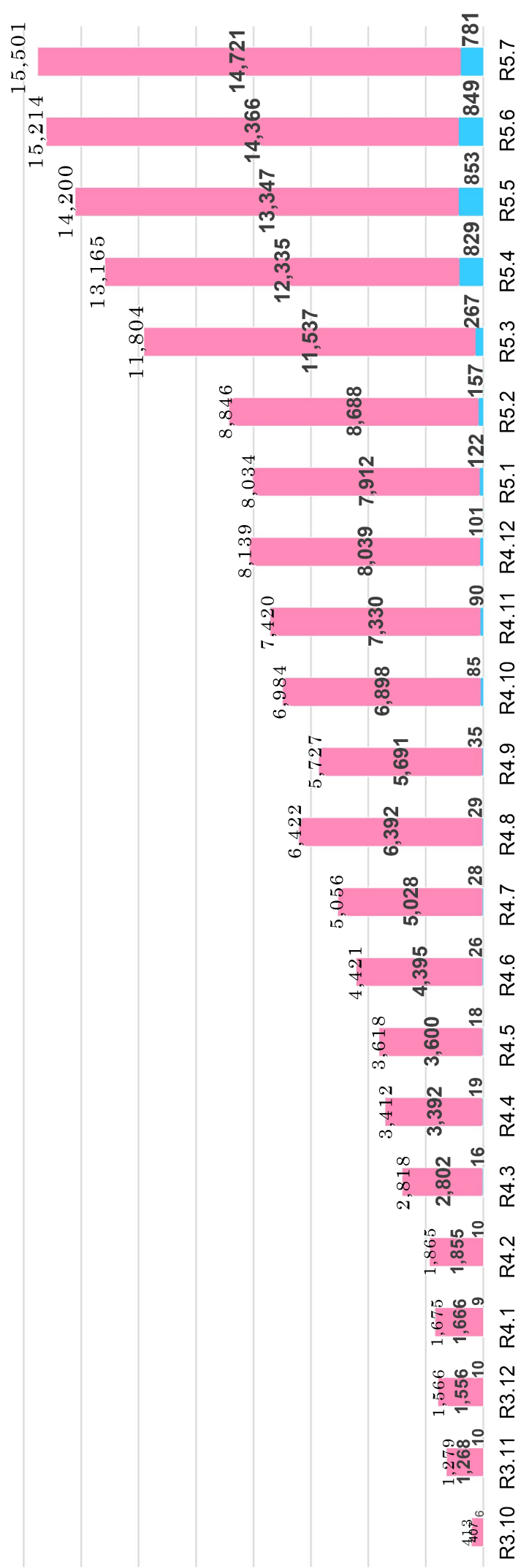
有効申請枚数： 約9,770万枚 (人口比： 77.9%)
交付実施済数： 約9,446万枚 (人口比： 75.3%)

オンライン資格確認の利用状況①

○ 本格運用開始から令和5年7月末までの期間で、オンライン資格確認等システムを活用した資格確認が約14.7億件行われた。そのうちマイナンバーカードによるもの：約4,400万件、保険証によるもの：約14.3億件であり、合計約14.7億件。（一括照会によるもの：約1.9億件）

■ 運用開始施設における資格確認の利用件数

■ マイナンバーカード (万件) ■ 保険証 (万件)



【7月分の内訳】

	合計 (件)	マイナンバーカード (件)	保険証 (件)
病院	8,091,340	1,071,242	7,020,098
医科診療所	64,736,621	3,949,487	60,787,134
歯科診療所	11,003,006	1,225,347	9,777,659
薬局	71,183,860	1,560,237	69,623,623
総計	155,014,827	7,806,313	147,208,514

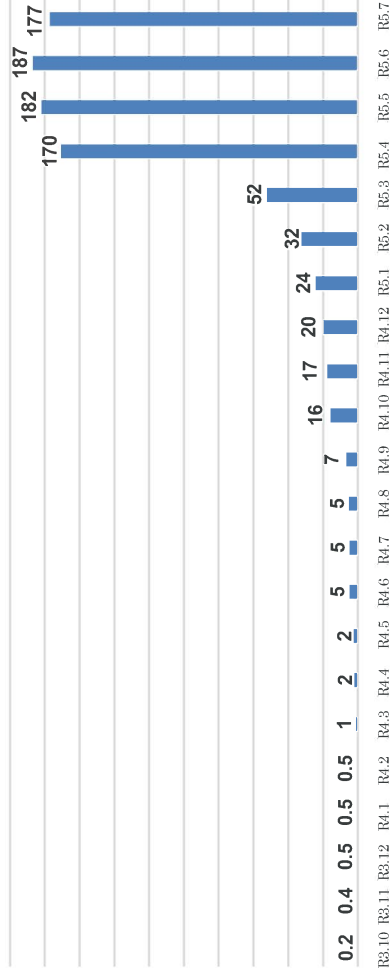
一括照会 (件)
13,419,186
1,337,276
3,978,865
48,650
18,783,977

※ 一括照会：医療機関等が事前に予約患者の保険資格が有効かどうか等、オンライン資格確認等システムに一括して照会すること

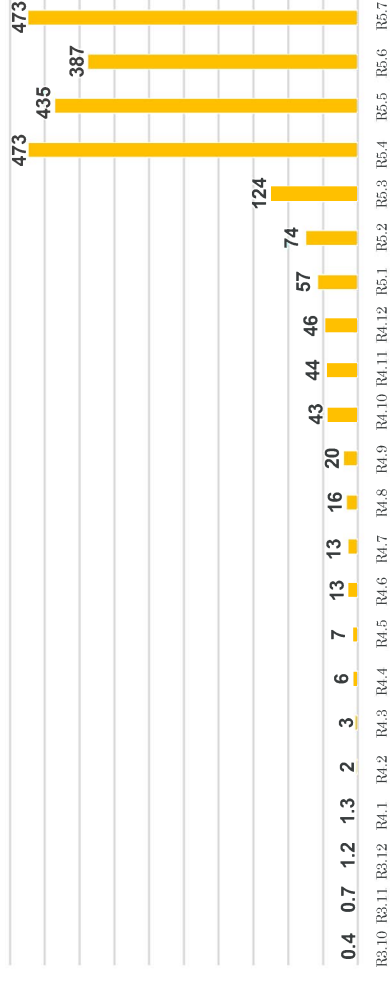
オンライン資格確認の利用状況②

■ 診療/薬剤・特定健診等情報閲覧の利用件数 ※ マイナンバーカードを持参した患者で特定健診等情報、薬剤情報の閲覧に同意をし、医療機関・薬局が利用した件数

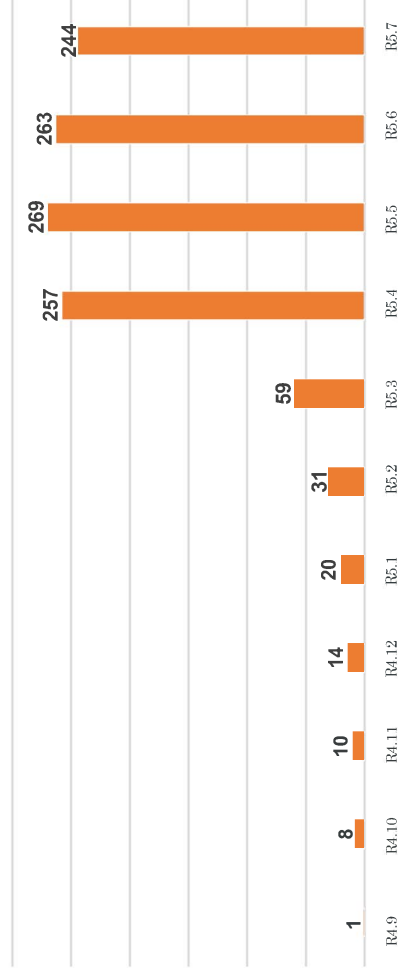
特定健診情報閲覧の利用件数 (万件)



薬剤情報閲覧の利用件数 (万件)



診療情報閲覧の利用件数 (万件)



※ 令和5年7月分の薬剤情報の利用件数は、一部の薬歴管理用のソフトウェアについて、薬剤情報の閲覧時に、複数回のアクセスが発生する不具合が生じていたことから、現在精査中

【7月分の内訳】

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	184,736	241,804	229,254
医科診療所	966,683	2,222,963	1,753,666
歯科診療所	171,663	281,868	48,739
薬局	448,455	1,985,907	408,169
総計	1,771,537	4,732,542	2,439,828

都道府県別の運用開始状況（施設類型別・8月13日時点）

	病院	医科診療所	歯科診療所	薬局
①	秋田 (100.0%)	山形 (89.7%)	岩手 (90.2%)	島根 (98.2%)
②	新潟 (99.2%)	福井 (89.5%)	宮崎 (89.4%)	宮崎 (96.9%)
③	岩手 (98.9%)	青森 (87.2%)	福井 (89.3%)	山口 (96.6%)
④	島根 (97.8%)	石川 (87.0%)	山形 (86.8%)	山形 (96.5%)
⑤	宮崎 (97.7%)	岩手 (86.9%)	富山 (85.4%)	青森 (96.3%)

④3	埼玉 (88.0%)	愛媛 (73.4%)	山口 (72.7%)	福井 (91.2%)
④4	大阪 (87.1%)	京都 (72.7%)	神奈川 (72.0%)	奈良 (90.9%)
④5	高知 (86.6%)	沖縄 (72.5%)	千葉 (70.9%)	栃木 (90.8%)
④6	東京 (83.8%)	島根 (70.4%)	沖縄 (67.7%)	広島 (90.8%)
④7	神奈川 (83.6%)	東京 (70.2%)	東京 (66.5%)	沖縄 (89.2%)
合計	91.7%	78.8%	75.9%	93.3%

(参考) 都道府県別の状況一覧 (8月13日時点)

○ 厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html) で公表。毎週更新

県名	県内				東京都区部				東京圏				関東				全国							
	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口					
北海道	538	98.7	528	98.1	528	98.1	528	98.1	528	98.1	528	98.1	528	98.1	528	98.1	528	98.1	528	98.1				
青森	92	97.8	88	95.7	88	95.7	88	95.7	88	95.7	88	95.7	88	95.7	88	95.7	88	95.7	88	95.7	88	95.7		
岩手	92	100.0	92	100.0	92	100.0	92	100.0	92	100.0	92	100.0	92	100.0	92	100.0	92	100.0	92	100.0	92	100.0		
宮城	133	100.0	127	94.1	127	94.1	127	94.1	127	94.1	127	94.1	127	94.1	127	94.1	127	94.1	127	94.1	127	94.1		
秋田	64	100.0	64	100.0	64	100.0	64	100.0	64	100.0	64	100.0	64	100.0	64	100.0	64	100.0	64	100.0	64	100.0		
山形	67	100.0	66	98.5	66	98.5	66	98.5	66	98.5	66	98.5	66	98.5	66	98.5	66	98.5	66	98.5	66	98.5		
福島	124	122	94.6	115	91.5	104	83.8	91.5	73.8	59.5	48.4	39.1	31.1	25.0	20.0	15.6	12.4	9.8	7.7	6.1	4.8	3.7		
茨城	173	171	98.8	163	94.2	153	88.4	143	82.6	133	76.3	123	70.5	113	64.7	103	59.5	49.1	39.1	29.1	19.1	9.1		
栃木	106	100	99.1	100	93.5	94	88.9	94	88.9	94	88.9	94	88.9	94	88.9	94	88.9	94	88.9	94	88.9	94	88.9	
群馬	124	98.4	123	98.4	117	91.4	110	88.9	103	83.0	96	77.4	90	72.6	83	67.7	76	61.3	60	48.4	37	29.1		
埼玉	342	337	98.5	315	92.1	301	88.0	301	88.0	301	88.0	301	88.0	301	88.0	301	88.0	301	88.0	301	88.0	301	88.0	
千葉	288	100.0	275	95.2	254	88.3	305	105.9	305	105.9	305	105.9	305	105.9	305	105.9	305	105.9	305	105.9	305	105.9	305	105.9
東京	633	617	97.2	581	91.3	524	82.6	476	75.0	429	67.8	382	60.3	335	52.9	288	45.5	241	38.1	194	30.6	147	23.2	
神奈川	341	331	96.8	311	91.2	285	82.4	268	78.6	251	73.6	234	68.6	217	63.6	200	58.6	183	55.4	166	51.6	149	44.1	
新潟	115	115	100.0	115	100.0	115	100.0	115	100.0	115	100.0	115	100.0	115	100.0	115	100.0	115	100.0	115	100.0	115	100.0	
富山	104	102	99.1	102	98.2	102	98.2	102	98.2	102	98.2	102	98.2	102	98.2	102	98.2	102	98.2	102	98.2	102	98.2	
石川	88	88	100.0	88	100.0	88	100.0	88	100.0	88	100.0	88	100.0	88	100.0	88	100.0	88	100.0	88	100.0	88	100.0	
福井	67	100.0	64	95.5	65	97.0	64	95.5	64	95.5	64	95.5	64	95.5	64	95.5	64	95.5	64	95.5	64	95.5	64	95.5
山梨	61	58	95.1	57	93.4	54	88.7	54	88.7	54	88.7	54	88.7	54	88.7	54	88.7	54	88.7	54	88.7	54	88.7	
長野	122	99.2	119	97.6	114	93.5	109	89.3	104	85.2	99	81.2	94	77.1	88	71.8	81	66.4	74	60.5	64	52.4		
岐阜	94	90.0	92	97.9	94	100.0	94	100.0	94	100.0	94	100.0	94	100.0	94	100.0	94	100.0	94	100.0	94	100.0	94	100.0
静岡	171	167	98.2	162	94.8	154	89.5	147	85.7	140	81.9	133	77.5	126	73.7	119	68.5	112	65.3	105	61.2	98	55.7	
愛知	310	312	100.6	303	97.7	294	94.8	284	91.6	274	88.4	264	85.2	254	82.0	244	78.3	234	74.7	224	71.0	214	67.4	
三重	94	88	93.6	84	89.5	77	82.4	71	78.7	65	69.1	59	62.8	53	56.4	47	50.0	41	43.6	35	37.2	29	31.1	
滋賀	54	57	107.4	54	100.0	54	100.0	54	100.0	54	100.0	54	100.0	54	100.0	54	100.0	54	100.0	54	100.0	54	100.0	
京都	164	157	97.0	157	95.7	153	93.3	149	90.8	145	88.4	141	85.9	137	83.5	133	80.5	129	77.5	125	73.5	121	70.6	
大阪	503	500	99.2	474	94.2	441	87.7	411	81.7	384	76.3	357	70.9	330	65.8	303	60.2	276	54.8	249	49.3	222	44.3	
兵庫	346	343	99.4	338	97.4	330	95.4	321	92.5	313	90.5	304	88.5	295	86.5	286	84.5	277	82.5	268	80.5	259	78.5	
奈良	74	97.4	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0
和歌山	83	100.0	83	100.0	83	100.0	83	100.0	83	100.0	83	100.0	83	100.0	83	100.0	83	100.0	83	100.0	83	100.0	83	100.0
鳥取	44	44	100.0	44	100.0	44	100.0	44	100.0	44	100.0	44	100.0	44	100.0	44	100.0	44	100.0	44	100.0	44	100.0	
徳島	46	45	97.8	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0	
香川	154	150	97.4	148	95.5	141	91.5	134	88.3	127	84.4	120	80.5	113	76.6	106	72.7	99	68.8	92	60.9	85	52.0	
岡山	138	133	100.0	135	97.1	131	94.2	127	92.3	123	89.9	119	86.9	115	83.9	111	80.9	107	77.9	103	74.9	99	71.9	
広島	104	104	100.0	102	97.1	101	97.2	100	96.2	98	94.2	96	92.2	94	90.2	92	88.2	90	86.2	88	84.2	86	82.2	
徳島	87	88	100.0	85	96.5	81	93.1	78	89.7	75	86.2	72	83.7	69	81.2	66	78.7	63	76.2	60	73.7	57	71.2	
愛媛	135	134	99.3	132	97.8	130	96.3	128	94.8	126	92.3	124	90.3	122	87.8	120	85.3	118	82.8	116	80.3	114	77.8	
高知	111	111	100.0	112	100.0	112	100.0	112	100.0	112	100.0	112	100.0	112	100.0	112	100.0	112	100.0	112	100.0	112	100.0	
福岡	452	448	99.1	440	97.3	422	93.4	414	91.3	406	89.2	398	87.9	390	86.6	382	85.3	374	84.0	366	82.7	358	81.4	
佐賀	95	94	98.9	94	98.9	94	98.9	94	98.9	94	98.9	94	98.9	94	98.9	94	98.9	94	98.9	94	98.9	94	98.9	
長崎	147	146	99.3	144	98.0	141	96.6	138	94.6	135	92.7	132	90.8	129	88.9	126	87.0	123	85.1	120	83.2	117	81.3	
熊本	203	201	99.0	199	98.5	194	95.5	188	92.6	183	89.7	178	86.8	173	83.9	168	81.0	163	78.1	158	75.2	153	72.3	
大分	151	151	100.0	148	98.0	147	97.4	146	97.3	145	97.0	144	96.6	143	96.3	142	96.0	141	95.7	140	95.4	139	95.1	
宮崎	134	133	100.0	128	95.5	122	91.0	116	86.6	110	81.7	104	77.2	98	73.3	92	68.4	86	63.5	80	59.6	74	55.6	
鹿児島	234	227	98.7	223	95.3	212	90.6	201	85.9	190	81.2	179	76.5	168	71.8	157	67.1	146	62.4	135	57.7	124	53.0	
沖縄	84	84	100.0	84	100.0	84	100.0	84	100.0	84	100.0	84	100.0	84	100.0	84	100.0	84	100.0	84	100.0	84	100.0	
合計	8,102	8,057	98.7	7,822	96.6	7,487	91.7	80,001	81,748	91.2	76,704	85.7	70,563	78.8	63,971	61,947	88.5	58,038	82.9	53,122	75.9	61,002	58,018	